

鳥取県告示第459号

平成20年鳥取県告示第228号（土砂災害警戒区域の指定について）の一部を次のとおり改正し、平成23年8月9日から施行する。

平成23年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
2(1)及び(2) 略 (3) 土砂災害警戒区域の名称 平田ヶ平地区（I-856）、山川1地区（I-857）、山川2地区（I-858）、山川3地区（I-1423）、八橋12地区（I-1556）、八橋13地区（I-1566）、 <u>高岡地区（II-2851）、大父地区（II-2852）、大父2地区（II-2853）</u> (4) 略	2(1)及び(2) 略 (3) 土砂災害警戒区域の名称 平田ヶ平地区（I-856）、山川1地区（I-857）、山川2地区（I-858）、山川3地区（I-1423）、八橋12地区（I-1556）、八橋13地区（I-1566）、 <u>大父地区（II-2851）、大父2地区（II-2852）、大父3地区（II-2853）</u> (4) 略